八十　N―（二―フルオロフェニル）―二―メトキシ―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）アセトアミド及びその塩類
第一条中第七十一号を第七十六号とし、第七十号を第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
七十五　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルフラン―二―カルボキサミド及びその塩類
第一条中第六十九号を第七十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
七十三　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルテトラヒドロフラン―二―カルボキサミド及びその塩類
第一条中第六十八号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。
七十一　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルアクリルアミド及びその塩類
第一条中第六十七号を第六十九号とし、第六号から第六十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
六　N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（シクロペンチルメチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
七　N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ペンチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○公正取引委員会・消費者庁告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、ピアノの表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十二号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月二十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　岡村　和美

一　鍵盤楽器公正取引協議会（会長　山口　静一）の申請に係るピアノの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成三十年六月六日付けで認定した。
二　規約に係る事業の種類
ピアノの製造、販売業等
三　規約の内容
別記のとおり変更する。
四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ピアノの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。
(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。
(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第3条** 1～6　（略） 7　この規約において「カタログ等」とは、一般消費者がピアノを購入するに際して選択の参考となる性能、仕様、特徴等を記載したものをいう。 （ピアノの本体の表示） **第4条**　製造業者等は、自己の供給する新品ピアノの本体に、次に掲げる事項をピアノの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより明瞭に表示しなければならない。ただし、これらの事項を記載した取扱説明書又は保証書を施行規則で定めるところによりピアノ本体に収納してある場合には、第2号及び第3号に規定する事項について本体への表示を省略することができる。 (1)～(3)　（略） （カタログ等の必要表示事項） **第5条**　事業者は、新品ピアノについてカタログ等を作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1)　カタログ等を作成した事業者の住所及び氏名又は名称 (2)　商標及び機種名 (3)　（略） (4)　高さ、間口及び奥行並びに重量 (5)～(8)　（略） (9)　カタログ等の内容についての照会先 (10)　カタログ等の作成時期 (11)　運送・据付に関する事項 (12)　（略）	（定義） **第3条** 1～6　（略） 7　この規約において「カタログ」とは、一般消費者がピアノを購入するに際して選択の参考となる性能、仕様、特徴等を記載した印刷物をいう。 （ピアノの本体の表示） **第4条**　製造業者等は、自己の供給する新品ピアノの本体に、次に掲げる事項をピアノの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。ただし、これらの事項を記載した取扱説明書又は保証書を施行規則で定めるところによりピアノ本体に収納してある場合には、第2号及び第3号に規定する事項について本体への表示を省略することができる。 (1)～(3)　（略） （カタログの必要表示事項） **第5条**　事業者は、新品ピアノについてカタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより邦文で明りょうに表示しなければならない。 (1)　カタログを作成した事業者の住所、氏名又は名称 (2)　商標、機種名 (3)　（略） (4)　高さ、間口、奥行の寸法、重量 (5)～(8)　（略） (9)　カタログの内容についての照会先 (10)　カタログの作成時期 (11)　運送、据付に関する事項 (12)　（略）